

地域における要支援動物の相談支援事業について

1 目的

飼い主が健康上の理由等で動物を飼いつけることが困難となった場合に、必要な相談及び支援（動物の保護から新しい飼い主に譲渡するまでの間の預かり等）を受けられる体制の構築をモデル的に実施することにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、地域生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とする。

2 内容（別紙①参照）

- (1)対象者 市民税非課税世帯、生活保護世帯の市民（飼い主）
 (2)対象動物 令和4～6年度は、猫を対象に実施
 (3)実施方法 令和4～6年度は、市がボランティア団体「むさしの地域猫の会」へ委託し実施
 (4)対応事例
- ・家賃滞納での強制執行の日に複数の猫の保護
 - ・一人暮らしの飼主が救急搬送されて室内に残された複数の猫の保護

3 事業の流れ

別紙②「地域における動物の相談体制」のとおり

4 事業周知方法（周知用チラシは別紙③のとおり）

生活福祉課・高齢者支援課（ケアマネ）・地域包括在宅介護支援センター・障害者福祉課・子ども家庭支援センターの既存の会議に出向き、福祉支援関係者と意見交換しながら周知を行っている。

5 実績（令和4～5年度） ※16頭保護、4頭譲渡、2頭死亡

内容	1頭当たり単価 (円)	令和4年度（6頭）		令和5年度（10頭）	
		頭数 (実数)	通院回数（回） 預かり期間（月）	頭数 (実数)	通院回数（回） 預かり期間（月）
保護初期費用	20,000	4	—	10	—
保護初期医療費	40,000	2	—	10	—
預かり初期費用	15,000	4	—	10	—
通院（1回あたり交通費相当分）	1,000	4	計8回分	11	計48回分
預かり費用（1か月あたり）	10,000	6	計41月分	14	計122月分
預かりトレーニング（1か月あたり）	5,000	—	—	8	計24月分

※東京都医療保健政策区市町村包括補助（補助率10/10）を活用（別紙④）

6 課題

譲渡に繋がらない猫の保護の増加

<背景>家庭内野良猫の場合等、人慣れしていない高齢猫の保護が多い→預かり期間の長期化
 →市としてどこまで支援するか？